指定申請にあたっての注意事項及び受付スケジュール

共生型サービスの指定を受けるには、次の手続き等により、介護保険法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定申請を行っていただく必要があります。

１．指定申請の受付スケジュール等

（１）申請書類の受付期間について

申請受付は、下表のとおりです（土・日・祝日及び１２月２９日～１月３日を除く）。
なお、提出書類等は、「指定申請に必要な書類と作成方法」を参照してください。

事業開始日（指定日）	申請受付（受理）期間（書類補正含む）	申請予約開始日
２０１９年　1月1日	２０１８年１１月２０日～２０１８年１２月１０日	２０１８年　９月　３日
２０１９年　2月1日	２０１８年１２月２０日～２０１９年　１月１０日	２０１８年１０月　１日
２０１９年　3月1日	２０１９年　１月２１日～２０１９年　２月　８日	２０１８年１１月　１日
２０１９年　4月1日	２０１９年　２月２０日～２０１９年　３月　８日	２０１８年１２月　３日
２０１９年　5月1日	２０１９年　３月２０日～２０１９年　４月１０日	２０１９年　１月　４日
２０１９年　6月1日	２０１９年　４月２２日～２０１９年　５月１０日	２０１９年　２月　１日
２０１９年　7月1日	２０１９年　５月２０日～２０１９年　６月１０日	２０１９年　３月　１日
２０１９年　8月1日	２０１９年　６月２０日～２０１９年　７月１０日	２０１９年　４月　１日
２０１９年　9月1日	２０１９年　７月２２日～２０１９年　８月　９日	２０１９年　５月　７日
２０１９年１０月1日	２０１９年　８月２０日～２０１９年　９月１０日	２０１９年　６月　３日
２０１９年１１月1日	２０１９年　９月２０日～２０１９年１０月１０日	２０１９年　７月　１日
２０１９年１２月1日	２０１９年１０月２１日～２０１９年１１月　８日	２０１９年　８月　１日

※事業開始日に事業の開始を希望する場合は、申請受付（受理）締切日までに、申請書類の補正等が完了し、受理される必要があります。（**書類等に不備があり、その補正が完了しないものについては受理できません。**）
締切日までに受理できない場合は、翌月以降の指定になりますので、ご注意ください。

【お願い】

・申請にあたっては、各事業開始予定日に対応する申請受付予約開始日以降に**電話等で予約の上、**来庁してください。予約なしで来庁された場合は、申請受付ができませんのでご注意ください。

【指定申請予約及び問い合わせ先】
柏原市役所健康福祉指導監査課
電話　０７２－９７１－５２０２（直通）

・申請受付（受理）締切日直前は、書類補正等の関係上混み合うことが予想されますので、早めの申請をお願いします。基本的には、**申請受付期間の前半は申請受付、後半は補正受付**としておりますので、ご協力お願いします。
・上記日程は、都合により変更となることがあります。

（２）指定事業者の審査・決定

提出書類等の審査の結果、要件を満たすものについて指定事業者として決定し、市から指定書を交付します。なお、審査過程で書類の補正等の必要がある場合には、市から連絡しますので、その際は書類等の再提出をお願いします。補正が完了しないと指定されません。また、補正書類の提出が遅れると、指定日が翌月になることがありますので、予めご了承ください。

（３）指定時研修の受講について

事業の開始にあたって、法令に沿った適切な事業運営を行っていただくための研修（指定時研修）を受講していただきます。事業所の管理者（やむを得ない場合は代理の方）が必ず出席してください。研修を欠席又は遅刻されますと、指定書を交付できない場合がありますので、ご注意ください。本研修は、指定日前月の２０日前後に開催しますので、指定された日時の研修を受講してください。

※急病等のやむを得ない理由で指定時研修を受講できなくなった場合は、すみやかに市福祉指導監査課までご連絡ください。

（４）指定書の交付について

指定時研修終了後、指定書を交付します。

２．指定申請にあたっての注意事項

（１）指定を受けるための要件

指定を受けるためには、次の条件を満たしてなければなりません。

①　法人であること。

定款の目的欄に当該事業に関する記載のあること。

〇株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人の場合

（記載例）

＜共生型介護保険サービス＞

・訪問介護、通所介護、短期入所生活介護

「介護保険法に基づく指定居宅サービス事業」

・地域密着型通所介護

「介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業」

・介護予防短期入所生活介護

「介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業」

＜共生型障害福祉サービス＞

・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業」

以上の記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

〇医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人（特定非営利活動法人を除く。）の場合

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

なお、登記の変更手続きについても併せて、指定申請期間内に手続きを完了させてください。

②　各サービスの指定基準を満たしていること。

③　事業所の名称について

柏原市で指定を受ける場合には、共生型サービス事業所と既に実施している事業所は同じ名称にしてください。

また、既に他法人で指定を受け使用されている名称及び類似名称は、できる限り使用しないでください。事前に情報公表システム等で確認し、申請してください。

柏原市内介護保険サービス事業者一覧

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00007924/k_jigyosha_ichiran.pdf

介護サービス情報公表システムアドレス

http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

柏原市内障害福祉サービス事業者一覧

http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00004800/s_jigyosha_ichiran.pdf

障害サービス情報公表システムアドレス
http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

※指定は、原則としてサービスの種類及び事業を実施する所在地ごとに受けなければなりません。

（２）指定の有効期間
共生型サービスの指定有効期間は６年間となりますので、６年毎に指定の更新を受けることとなります。